

## 原子力発電所事故災害への対応について

東 北 部 会 提 出  
説 明 担 当 福 島 市

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から6年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めておりますが、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

### 記

#### 1 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、県内の観光業、商工業、サービス業などのあらゆる業種、事業者等に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払しょくするための取組を強化・継続すること。また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。
- (2) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっていることから、観光地の環境整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。
- (3) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、現在、対象業種の事業者自らが用地、建屋、設備を取得することが要件とされているが、この補助要件について、土地を取得し建物を建設後事業を行う企業に賃借する企業である「ホルダー企業」にまで拡大すること。
- (5) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務となっていることから、地域経済の活性化、更には原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致にかかる助成制度及び新たな工業団地の整備にかかる財政措置を講じること。
- (6) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (7) シイタケ原木を安心して利用するためには、放射性セシウム濃度の検査が必要であり、個別に原木を破壊せずに全量検査を行うことが望まれることから、シイタケ原木の放射性物質非破壊検査装置を設置し、生産者及び消費者が安心して原木生産できる体制を確立すること。また、原木シイタケ生産の再生のための生産農家の立場に立った各種助成制度の拡充など、総合的な再建支援制度を継続すること。
- (8) 原発事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、捕獲事業実施による埋め立て処分場所が不足するおそれがあることから、捕獲した有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じるとともに、有害鳥獣専用の処理施設を設置し、有害鳥獣被害対策実施隊の負担軽減を図ること。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

## 2 除染の推進・汚染廃棄物等の処理について

- (1) 被災市町村が策定した法定計画である除染実施計画を遅滞なくかつ確実に推進するため、面的な住宅除染終了後も引き続き、除染対策事業交付金の財源を十分に確保すること。
- (2) 被災市町村が除染実施計画にのっとり実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じること。
- (3) 除染対象以外の道路側溝に長期間堆積している土砂については、空間線

量率に関わらず、撤去・処理の対応方針が示されたところであるが、8,000Bq/kg以下の廃棄物について、市町村が管理する最終処分場や仮置き場を確保するために必要となる財政的支援や、住民の十分な理解を得られるよう協力すること。

- (4) 山林や農地の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (5) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、焼却及び埋立処分の基準については、住民の要望に応じて、より安全かつ弾力的な運用を可能にすること。また、農林業系汚染廃棄物の安全な処理の促進と最終処分までの安全な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。
- (6) 除染に伴い発生する除去土壌等について、放射性物質の濃度にかかわらず国が責任をもって処分を行うとともに、除去土壌等の円滑な輸送に向けた役割を果たすこと。さらには、市町村毎の平成 29 年度以降の除染土壌等の搬出量について年次計画や放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を示すこと。
- (7) 被災自治体において除染を加速するための技術職員が大幅に不足している現状に鑑み、国においてはこの実情を的確に把握し、早急に必要な人的支援を行うこと。

### 3 中間貯蔵施設の早期完成と除染土壌等の早期搬出について

- (1) 自宅等での一時保管や仮置場の除染土壌を早急に搬出できるよう、国は県と連携して中間貯蔵施設の早期整備を強力に推進するとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため、自治体間の十分な調整を図ること。
- (2) 除染に伴い発生する除去土壌等を一時的に保管する仮置場の確保が困難な状況にあることから、保管場所及び積込場について国有地の提供等、積極的な支援を行うこと。

### 4 原発廃炉に向けた取組について

汚染水対策を初めとする廃炉に向けた取組については、確実な安全対策を講じたうえで、万全な作業に取り組むとともに、住民に対して迅速で分かりやすい情報提供を行い、国内外の不安の解消に努めるよう、また、東北の早期復興を着実なものとするため、東京電力福島第二原子力発電所を含め、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。

## 5 健康管理体制の充実について

- (1) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (2) 県民健康調査における甲状腺がん検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、原発事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係の検証を行うこと。

## 6 道路交通網等のインフラ整備について

- (1) 暫定2車線で全線開通した常磐自動車道は、福島県浜通り地方の復興・再生のために極めて重要な路線であり、廃炉作業や除染土壌等の搬出の本格化に向け、さらなる拡充・強化を図る必要があることから、いわき中央IC以北全線の早期4車線化を目指すこと。また、常磐自動車道へのアクセス向上や沿線自治体の復旧・復興加速化に資するため、国費により小高区内に復興インターチェンジを設置すること。
- (2) 除染廃棄物の運搬や災害時支援物資の運搬、緊急車両の通行、さらには避難路としても重要な役割を担う国道459号について、道路改良の未着手区間については、国の責任のもと、早期に改良工事に着手すること。また、県道12号原町川俣線及び県道34号相馬浪江線についても、本格化している除染作業で発生した除去土壌等の仮置き場から中間貯蔵施設への輸送ルートにも予定されていることから、地域高規格道路として整備するとともに、継続事業である八木沢峠（トンネル工事）についても一刻も早い完成を目指すこと。
- (3) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設の整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。

## 7 原子力損害賠償の確実な実施について

事業停止や風評による損害、市民や企業が自ら行った除染費用など、個人・法人及び自治体が被った原発事故に起因する全ての損害に対する適切で迅速な賠償を行うとともに、さらに、自治体における市税等の減収についても全額を賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

## 8 被災者支援について

- (1) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置を行うこと。また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。
- (2) 避難指示等の対象地域における国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区域の区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。
- (3) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。さらに、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (4) 自主避難者の帰還に向けた生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。